

仙台市復興推進計画

平成 26 年 1 月 17 日

宮 城 県 仙 台 市

1 計画の区域

仙台市全域

2 計画の目標

東日本大震災により市民生活に必要な建築物の多くが被害を受けており、これらの建築物により提供されていたサービスや機能等を維持するため、仮設建築物を応急的に建築している。

本計画では、従前の地域住民の生活に必要な建築物が再建するまでの間、応急仮設建築物の存続期間を延長し、サービスや機能等を維持することによって、市民生活の安定と早期の復興を図ることを目標とする。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取り組みの内容

震災で被災した市民生活に必要な施設の再建等に要する期間について、被災施設の代替として建築された応急仮設建築物の存続期間を延長し、市民生活に必要なサービスや機能等を維持する。

4 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業の特別の措置の内容

「応急仮設建築物活用事業」

(1)復興推進事業の内容

震災で被災した学校等の施設（別表）の再建等が完了するまでの間、応急仮設建築物を 2 年 3 カ月の期間を超えて存続させる。

(2)実施主体

別表のとおり

(3)特別の措置の内容（法第 17 条の規定に基づく措置）

2 年 3 カ月を超えて存続させようとする建築基準法第 85 条第 2 項の応急仮設建築物（別表の所在地、用途、期間のもの）について、その所在地及び用途並びに応急仮設建築物活用事業の期間（存続させようとする期間）を定めた復興推進計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合においては、当該応急仮設建築物について、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めることにより、当該期間内で 1 年を超えない期間、存続を延長することができる。これを更に延長しようとする場合も同様とする。

5 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

震災で被災した市民生活に必要な施設の再建等に要する期間について、被災施設の代替として建築された応急仮設建築物の存続期間を延長することにより、市民生活に必要なサービスや機能等を維持することが可能となり、本市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生が図られる。

6 その他

本計画の作成に際し、仙台市復興推進協議会において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。

別表（対象となる応急仮設建築物）

1	施設名称	仙台市立蒲町小学校仮設校舎		
	実施主体	仙台市	用途	小学校
	所在地	仙台市若林区蒲町 805-1		
	建築基準法による許可期間	平成 24 年 7 月 12 日から平成 26 年 5 月 27 日		
	応急仮設建築物活用事業の期間	平成 26 年 5 月 28 日から平成 27 年 5 月 31 日		
	延べ面積	4,542.43 m ²	入居者（利用者）	蒲町小学校の児童・職員
2	施設名称	仙台市立南光台小学校仮設校舎		
	実施主体	仙台市	用途	小学校
	所在地	仙台市泉区南光台七丁目 10-1		
	建築基準法による許可期間	平成 24 年 9 月 13 日から平成 26 年 5 月 27 日		
	応急仮設建築物活用事業の期間	平成 26 年 5 月 28 日から平成 27 年 5 月 31 日		
	延べ面積	5,451.66 m ²	入居者（利用者）	南光台小学校の児童・職員
3	施設名称	東北大学（雨宮）仮設校舎		
	実施主体	東北大学	用途	大学
	所在地	仙台市青葉区堤通雨宮町 10-3		
	建築基準法による許可期間	平成 24 年 7 月 26 日から平成 26 年 4 月 30 日		
	応急仮設建築物活用事業の期間	平成 26 年 5 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日		
	延べ面積	25.92 m ²	入居者（利用者）	東北大学の学生・教員等
4	施設名称	東北大学（川内 1）仮設校舎		
	実施主体	東北大学	用途	大学
	所在地	仙台市青葉区川内 41 他 14 筆		
	建築基準法による許可期間	平成 24 年 7 月 26 日から平成 26 年 4 月 30 日		
	応急仮設建築物活用事業の期間	平成 26 年 5 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日		
	延べ面積	1,659.02 m ²	入居者（利用者）	東北大学の学生・教員等
5	施設名称	東北大学（片平）仮設校舎（A-2 棟）		
	実施主体	東北大学	用途	大学
	所在地	仙台市青葉区片平二丁目 1-3		
	建築基準法による許可期間	平成 25 年 1 月 10 日から平成 26 年 4 月 30 日		
	応急仮設建築物活用事業の期間	平成 26 年 5 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日		
	延べ面積	1,292.52 m ²	入居者（利用者）	東北大学の学生・教員等
6	施設名称	東北大学（青葉山）仮設校舎		
	実施主体	東北大学	用途	大学
	所在地	仙台市青葉区荒巻字青葉 6-6 外 15 筆		
	建築基準法による許可期間	平成 24 年 9 月 7 日から平成 26 年 4 月 30 日		
	応急仮設建築物活用事業の期間	平成 26 年 5 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日		
	延べ面積	11,205.89 m ²	入居者（利用者）	東北大学の学生・教員等

7	施設名称	東北大学（片平）仮設校舎（A-3棟）		
	実施主体	東北大学	用途	大学
	所在地	仙台市青葉区片平二丁目1-1		
	建築基準法による許可期間	平成24年10月12日から平成26年6月30日		
	応急仮設建築物活用事業の期間	平成26年7月1日から平成29年3月31日		
	延べ面積	648.00 m ²	入居者（利用者）	東北大学の学生・教員等
8	施設名称	東北大学（青葉山）仮設校舎（A-4棟）		
	実施主体	東北大学	用途	大学
	所在地	仙台市青葉区荒巻字青葉6-6外15筆		
	建築基準法による許可期間	平成24年11月9日から平成26年9月30日		
	応急仮設建築物活用事業の期間	平成26年10月1日から平成29年3月31日		
	延べ面積	418.77 m ²	入居者（利用者）	東北大学の学生・教員等
9	施設名称	東北大学（星陵）仮設校舎（歯学部棟）		
	実施主体	東北大学	用途	大学
	所在地	仙台市青葉区星陵町17番地1他		
	建築基準法による許可期間	平成24年7月26日から平成26年4月30日		
	応急仮設建築物活用事業の期間	平成26年5月1日から平成31年3月31日		
	延べ面積	997.60 m ²	入居者（利用者）	東北大学の学生・教員等
10	施設名称	東北大学（星陵）仮設校舎（医学部棟）		
	実施主体	東北大学	用途	大学・病院
	所在地	仙台市青葉区星陵町176番地1他		
	建築基準法による許可期間	平成24年7月26日から平成26年4月30日		
	応急仮設建築物活用事業の期間	平成26年5月1日から平成31年3月31日		
	延べ面積	999.00 m ²	入居者（利用者）	東北大学の学生・教員等
11	施設名称	東北大学（星陵）医学部（臨床系）仮設研究棟		
	実施主体	東北大学	用途	大学・病院
	所在地	仙台市青葉区星陵町176番地1他		
	建築基準法による許可期間	平成25年6月14日から平成27年6月9日		
	応急仮設建築物活用事業の期間	平成27年6月10日から平成31年3月31日		
	延べ面積	1,751.04 m ²	入居者（利用者）	東北大学の学生・教員等

当該応急仮設建築物が地域住民に必要な建築物で震災により被害を受けたものに替えて必要なものであることの説明

■小学校施設について（１、２）

震災により校舎に甚大な被害が生じたため使用不可となり、校舎の建て替えが完了するまでの間、地域児童の適正な教育機会を確保するために必要な施設である。

■大学仮設校舎について（３、４、５、６、７、８、９、１０、１１）

震災により実験研究棟等に甚大な被害が生じたため使用不可となり、実験研究棟等の改修や建て替えが完了するまでの間、学生等の適正な研究・教育機会等を確保するために必要な施設である。

東日本大震災からの復興の状況からみて、被災建築物の再建に相当の期間を要すると見込まれることの説明

■小学校施設について（１、２）

現地再建を目指し、現在校舎の新築工事を実施しており、建築工事に要する期間及び仮設校舎からの移転、仮設校舎の解体等の期間を考慮すると、建築基準法による存続期間内での新校舎の完成は困難である。よって、建築工事が完了し、仮設校舎からの移転、仮設校舎の解体を終える平成 27 年 5 月末までの存続期間の延長が必要である。

■大学仮設校舎について

（３、４、５、６、７、８）

現地再建を目指し、現在実験研究棟の新築工事を実施しており、建築工事に要する期間及び仮設建物からの移転等の期間を考慮すると、建築基準法による存続期間内での実験研究棟の完成等は困難である。よって、建築工事が完了し、仮設校舎からの移転、仮設校舎の解体を終える平成 29 年 3 月までの存続期間の延長が必要である。

（９、１０、１１）

現地再建を目指し、現在実験研究棟等の改修工事や新築工事を実施しており、建築工事に要する期間及び仮設建物からの移転等の期間を考慮すると、建築基準法による存続期間内での実験研究棟等の完成は困難である。よって、建築工事が完了し、仮設校舎からの移転、仮設校舎の解体を終える平成 31 年 3 月までの存続期間の延長が必要である。